

# 1 意思表示 問題

- 1 Aが所有する甲土地をBに売却し、Bはさらに甲土地をCに売却した。その後、AがAB間の売買契約をBの詐欺を理由に取り消した場合、Aは、Bの詐欺について善意であるCに対して取消しを対抗することは一切できない。
- 2 AはA所有の甲土地をBに売却し、Bはさらに甲土地をCに売却した。その後、AがAB間の売買契約をBの詐欺を理由に取り消した。この場合、Cが甲土地について所有権移転登記を備えている場合は、たとえ詐欺の事実を知らなかったことについてCに過失があっても、AはCに対して甲土地の所有権を主張することはできない。
- 3 AはBにだまされて自己が所有する甲土地をCに売却する契約を締結した。この場合、CがBの詐欺を知らなかったとしても、Cに過失があれば、AはCとの売買契約を取り消すことができる。
- 4 Aが所有する甲土地をBに売却し、Bはさらに甲土地をCに売却した。その後、AがAB間の売買契約をBの強迫を理由に取り消した。Cが強迫の事実を知らず、かつ、そのことについてCに過失もなかったとしても、Aは、Cに対して取消しを対抗することができる。
- 5 AはBに脅されて自己が所有する甲土地をCに売却する契約を締結した。CがBの強迫を知らず、かつ、そのことについてCに過失もなかったのであれば、AはCとの売買契約を取り消すことはできない。
- 6 A所有の甲土地につき、AとBとの間で売買契約を締結し、Bは甲土地をさらにCに売却したが、Aの売渡し申込みの意思表示は真意ではなく、BもAの意思表示が真意ではないことを知っていた。この場合、Aの意思表示が真意ではないと知らなかったCがAに甲土地の引渡しを求めたとしても、Aは、AB間の売買契約が無効であることを理由に甲土地の引渡しを拒絶できる。
- 7 A所有の甲土地につき、AとBとの間で売買契約を締結し、Bは甲土地をさらにCに売却したが、Aの売渡し申込みの意思表示は真意ではなく、BもAの意思表示が真意ではないことを知っていた。この場合において、Aの意思表示が真意ではないと知らなかったCに過失があるときは、Aは、AB間の売買契約が無効であることを理由に甲土地の引渡しを拒絶できる。
- 8 AがBに対し土地の売却の意思表示をしたが、当該意思表示は動機の錯誤によるものであった。Aに重大な過失があった場合、BがAに動機の錯誤があることを知っていたとしても、Aは当該意思表示を取り消すことができない。

# 1 意思表示 解説

- 1 × **詐欺による取消しを、善意無過失の第三者に対抗することはできない。**したがって、第三者Cが善意無過失であればAは詐欺による取消しをCに対抗することはできないが、Cが善意でも過失があれば取消しを対抗できる。したがって、善意であるCに取消しを対抗できないとは言い切れない。
- 2 × **詐欺を理由とした意思表示の取消しは、悪意または過失のある第三者には対抗できる。**したがって、Cが所有権移転登記を備えていたとしても、詐欺の事実を知らなかったことについてCに過失があるときは、AはCに対して取消しを対抗でき、その結果、甲土地の所有権を主張することもできる。
- 3 ○ **第三者による詐欺は、相手方が善意無過失の場合は取り消すことができない。**しかし、相手方Cに過失があるのであれば、AはCとの売買契約を取り消すことができる。
- 4 ○ **強迫による取消しは、善意無過失の第三者にも対抗できる。**したがって、Aは第三者Cが善意無過失であっても、取消しを対抗することができる。
- 5 × **第三者による強迫は、相手方が善意無過失の場合でも取り消すことができる。**したがって、AはCが善意無過失であっても、Cとの売買契約を取り消すことができる。
- 6 × **心裡留保による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗できない。**したがって、Aは善意のCに無効を対抗することができない。よって、AB間の売買契約が無効であることを理由に甲土地の引渡しを拒絶することもできない。
- 7 × **心裡留保による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗できない。**したがって、第三者Cが善意であれば、たとえ過失があってもAは無効をCに対抗することができない。よって、AB間の売買契約が無効であることを理由に甲土地の引渡しを拒絶することもできない。
- 8 × **表意者に重大な過失がある場合、表意者は錯誤を理由として意思表示を取り消すことはできないが、相手方が表意者の錯誤を知っていた場合は取り消すことができる。**したがって、BがAに動機の錯誤があることを知っていたのであれば、Aは重大な過失があっても動機の錯誤を理由に意思表示を取り消すことができる。

- 9 甲土地と乙土地を所有するAは、甲土地をBに売却する契約を締結したが、Aには甲土地を売却する意思はなく、Aの甲土地を売却する旨の意思表示は、甲土地と乙土地を取り違えた錯誤に基づくものであった。この場合において、Aに重大な過失があるときは、Aに錯誤があることをBが重大な過失によって知らなかったとしても、Aは当該意思表示を取り消すことはできない。
- 10 甲土地と乙土地を所有するAは、甲土地をBに売却する契約を締結したが、Aには甲土地を売却する意思はなく、Aの甲土地を売却する旨の意思表示は、甲土地と乙土地を取り違えた錯誤に基づくものであった。この場合において、Aに重大な過失があったとしても、Bも甲土地を購入する意思はなく、Bの甲土地を購入する旨の意思表示が甲土地と乙土地を取り違えた錯誤に基づくものであるときは、Aは当該意思表示を取り消すことができる。
- 11 Aが所有する甲土地をBに売却し、Bはさらに甲土地をCに売却した。その後、AがAB間の売買契約をAの錯誤を理由に取り消した場合、Aの錯誤について過失により知らなかったCに対して、Aは取消しを対抗することができる。

- 9 × 表意者に重大な過失がある場合、表意者は錯誤を理由として意思表示を取り消すことはできないが、**相手方が表意者の錯誤を知らなかったことについて重大な過失がある場合は取り消すことができる。**本問では、相手方Bは、Aに錯誤があることをBが重大な過失によって知らなかったので、Aに重過失があっても、Aは当該意思表示を取り消すことができる。
- 10 ○ 表意者に重大な過失がある場合、表意者は錯誤を理由として意思表示を取り消すことはできないが、**相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていた場合は取り消すことができる。**本問では、相手方Bも甲土地と乙土地を取り違えた錯誤に基づく意思表示を行っており、表意者Aと同一の錯誤に陥っている。したがって、Aに重過失があっても、Aは当該意思表示を取り消すことができる。
- 11 ○ 錯誤による意思表示の取消しは、善意無過失の第三者に対抗することができないが、**第三者に過失があれば取消しを対抗することができる。**したがって、Aは、錯誤について過失により知らなかったCに対して取消しを対抗することができる。

## 2 代理問題

- 1 Aは、Bから1,000万円を借り受けるにあたり、Cの代理人としてBと連帯保証契約を締結した。この場合、CはAの連帯保証人として1,000万円をBに返済する義務を負わない。
- 2 未成年者Aの法定代理人Bは、Aが所有する甲土地について、Aの代理人としてCと売買契約を締結した。この場合、Bが成年被後見人であったとしても、Aは当該売買契約を取り消すことはできない。
- 3 Aは代理権がないのに、Bの代理人としてB所有の甲土地をCに売り渡す売買契約をCと締結した。Cが、Aには代理権がないことを知っていた場合、たとえAが自己に代理権がないことを知っていたとしても、CがAに対して損害賠償を請求することはできない。
- 4 Aは代理権がないのに、Bの代理人としてB所有の甲土地をCに売り渡す売買契約をCと締結した。Cが、Aには代理権がないことを知らなかったがその点について過失がある場合、たとえAが自己に代理権がないことを知っていたとしても、CがAに対して損害賠償を請求することはできない。
- 5 AがBに対して、Cに代理権を与えた旨表示し、CがAの代理人としてA所有の甲建物の売買契約をBと締結したが、AはCに代理権を与えていなかった。この場合において、Cの行為が表示された代理権の範囲を逸脱していたときは、Bに代理権の範囲内であると信ずべき正当な理由があったとしても、Bは甲建物の引渡しをAに請求することはできない。
- 6 Aは、自己が所有する甲建物の賃貸借に関する代理権をBに与えたが、当該代理権はBの破産手続開始の決定により消滅した。その後Bは、Aに無断で甲建物についてCと売買契約を締結した。この場合、Cが代理権の消滅について善意無過失であり、かつ、Bに売買の代理権もあると信ずべき正当な理由があれば、Cは甲建物の引渡しをAに請求することができる。

## 2 代理解説

- Cが連帯保証債務を負担することにより、Aが1,000万円をBから借り受けることができるのであるから、AがCの代理人としてBと連帯保証契約を締結する行為は利益相反行為に該当する。しかし、**利益相反行為は無権代理行為となり本人への効果帰属は起こらない**。したがって、当該連帯保証契約の効果はCに帰属せず、その結果、CはBに1,000万円を返済する義務を負わない。
- × 本人は、代理人の制限行為能力を理由として代理行為を取り消すことはできないが、**制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてなした代理行為は、取り消すことができる**。本問では、成年被後見人であるBが未成年者Aの代理人としてCとの売買契約を締結しており、Aは当該契約を取り消すことができる。
- **相手方が無権代理人の責任を追及するためには、相手方が善意・無過失であることが必要である**。したがって、相手方CがAに代理権がないことを知っていた場合、Aに対して損害賠償を請求することはできない。この点は、無権代理人が自己に代理権がないことを知っていたとしても同様である。
- × 相手方が無権代理人の責任を追及するためには、相手方が善意・無過失であることが必要である。しかし、**相手方が善意だが過失があるにとどまる場合において、無権代理人が自己に代理権がないことを知っていたときは、相手方は無権代理人の責任を追及できる**。したがって、善意有過失のCは、Aが自己に代理権がないことを知っていたのであれば、Aに対して損害賠償を請求することができる。
- × 本人が相手方に対して、他人に代理権を与えた旨表示した場合、実際には代理権を与えていなかったとしても、相手方が代理権のないことについて善意無過失であれば代理権授与表示による表見代理が成立する。そして、**無権代理人の行為が表示された代理権の範囲を逸脱していたとしても、相手方が代理権の範囲内であると信じたことについて正当な理由があれば、代理権授与表示による表見代理が成立する**。したがって、本問の場合も表見代理の成立を理由に、Bは甲建物の引渡しをAに請求することができる。
- 代理人について破産手続開始の決定があると代理権は消滅するが、**代理人が代理権消滅後に代理行為を行った場合において、相手方が、代理権の消滅について善意・無過失であれば、代理権消滅後の表見代理が成立する**。そして、**無権代理人の行為が消滅する前の代理権の範囲を超えていても、相手方が代理権の範囲内であると信じたことについて正当な理由があれば、代理権消滅後の表見代理が成立する**。したがって、本問の場合も表見代理の成立を理由に、Bは甲建物の引渡しをAに請求することができる。